

極秘 日滿議定書調印ノ件會議筆記
 昭和七年九月十三日
 副

国立公文書館

利用上の注意

極密院會議筆記及び同委員會議
 は、非公開の席上における発言を
 記録したものであります。したが
 って当該発言者の共同著作物と解
 されますので、引用等発表に際し
 著作権法上の問題の生ずることの
 ないよう特に御配慮願います。

国立公文書館

分類

配架番号

2 A

15-10

極 D 697

樞密院會議筆記

日滿議定書調印ノ件

昭和七年九月十三日(火曜日)午前十時十分開議
聖上臨御

出席員

倉富議長

平沼副議長

大臣

齋藤内閣總理大臣 四番

高橋大藏大臣 五番

山本内務大臣 六番

内田外務大臣 七番

三土鐵道大臣 八番

荒木陸軍大臣 九番

鳩山文部大臣 十番

岡田海軍大臣 十一番

小山司法大臣 十二番

南 遞信大臣 十三番

中島商工大臣 十四番

後藤農林大臣 十五番

永井拓務大臣 十六番

顧問官

久保田顧問官 二十番

富井顧問官 廿一番

石黒顧問官 廿二番

黒田顧問官 廿三番

古市顧問官 廿四番

櫻井顧問官 廿五番

荒井顧問官 廿六番

河合顧問官 廿七番

鎌田顧問官 廿九番

鈴木（賴太）顧問官 三十番

石井顧問官 卅一番

水町顧問官 卅二番

岡田顧問官 卅三番

有馬顧問官 卅四番

原顧問官 卅五番

窪田顧問官 卅六番

栗野顧問官 卅七番

元田顧問官 卅八番

鈴木（雄）顧問官 卅九番

闕席員

皇族

雍仁親王 一番

宣仁親王 二番

載仁親王 三番

顧問官

伊東顧問官 十八番

金子顧問官 十九番

石原顧問官 廿八番

委員

堀切法制局長官

金森法制局參事官

有田外務次官

松田外務省條約局長

谷 外務省亞細亞局長

柳井外務書記官

守島外務書記官

張間外務書記官

寺島外務書記官

柳川陸軍次官

山岡陸軍省軍務局長

報告員

平沼審査委員長

書記官長

二上書記官長

書記官

堀江書記官

武藤書記官

議長(倉富)之ヨリ會議ヲ開ク

日滿議定書調印ノ件

ヲ議題ニ供ス本日ノ會議ハ内閣ノ要求ニ因
リ急ニ開會スルコトト為リタル為召集其ノ
他通常ノ手續ニ依ラサリシコトノ御了承ヲ
請フ

先ツ第一讀會ヲ開キ朗讀ヲ省略シテ審査委
員長ノ報告ヲ求ム

報告員(平沼) 今回御諮詢ノ日滿議定書調印ノ
件ニ關シ本官等審査委員タルノ命ヲ承ケ本

月十一日委員會ヲ開キ國務大臣及關係諸官
 ノ辯明ヲ聽キ以テ之カ查覈ヲ遂ケタリ
 客年九月滿洲事變ノ發生ニ伴ヒ舊東北政權
 ノ覆滅ヲ見ルニ至ルヤ滿蒙各地ノ要人相集
 リ協議ヲ遂ケタル結果本年三月一日建國宣
 言ヲ發シテ中華民國トノ關係ヲ離脱シ滿洲
 國ヲ創立シ且新國家ノ建設綱領ヲ昭布シテ
 内外ニ對スル極メテ公正妥當ナル政綱ヲ明
 ニシ次テ滿洲國政府ハ帝國其ノ他各國政府
 ニ通牒ヲ發シテ正式外交關係ヲ設定セムコ

トヲ要請セリ帝國政府ニ於テハ右ノ如キ滿
 洲國成立ノ經過及其ノ内外ニ於ケル誠意ア
 ル態度ニ顧ミ早ク之ヲ承認シテ同國ノ發達
 ヲ助成スルコトハ滿蒙自體ノ安定ヲ確保ス
 ルト共ニ東洋ノ恒久的平和ヲ維持スル所以
 ナルコトヲ確信シタルモ成ルヘク慎重ヲ期
 スル爲爾來半歳ニ互リ滿洲國ニ於ケル事態
 ノ發展ニ留意スルト共ニ國際聯盟及各國ノ
 動靜ヲ注視シタルカ今ヤ滿洲國ニ於テハ著
 ヲトシテ健實ナル發達ヲ爲シ既ニ獨立ノ實

ヲ舉ケ前途ニ多大ノ希望ヲ囑セシムルモノ
アリ又同國ニ對スル帝國ノ承認カ世界ニ對
シ一時相當ノ衝動ヲ與フハキハ之ヲ想像ス
ルニ難カラスト雖而モ之ニ依リ國際的危機
ヲ招來スヘシトモ思ハレサル狀況ニ在ルヲ
以テ此ノ際帝國ヨリ滿洲國ニ對シ正式ノ承
認ヲ與ハ兩國間ノ修交關係ヲ開クヲ以テ最
モ事宜ニ適スルモノト爲シ先般來兩國代表
者間ニ商議ヲ重ネシメタル結果其ノ意見ノ
一致ヲ見ルニ至リタルニ依リ茲ニ兩國間國

交關係ノ基本ヲ規律スルト共ニ共存共榮ノ
趣旨ノ下ニ帝國ノ權益ヲ確保伸張スルノ目
的ヲ以テ本案ノ議定書及往復文書ニ依ル取
極ヲ締結シ以テ滿洲國ヲ承認スルノ措置ヲ
執ラムトスルモノナリ
本案ノ議定書及往復文書ノ要綱ヲ略説スレ
ハ左ノ如シ

第一 議定書

本議定書ニハ前文ト本文トアリ前文ニ於
テハ帝國ハ滿洲國カ其ノ住民ノ意思ニ基

キテ自由ニ成立シ獨立ノ一國家ヲ成スニ
 至リタル事實ヲ確認シ又滿洲國ハ中華民
 國ノ有スル國際約定ハ滿洲國ニ適用シ得
 ヘキ限リ之ヲ尊重スヘキコトヲ宣言セル
 ニ因リ兩國ハ其ノ善隣關係ヲ永遠ニ鞏固
 ニシ互ニ領土權ヲ尊重シ東洋ノ平和ヲ確
 保セムカ為ニ本議定書ヲ協定スル旨ヲ明
 ニス
 本文ノ内容ハ二項ヨリ成ル

第一項ニ於テハ滿洲國ハ將來日滿兩國間

ニ別段ノ取極ヲ為ササル限リ滿洲國領域
 内ニ於テ日本ノ國家又ハ臣民力從來日支
 間ノ諸取極及公私ノ契約ニ依リ有スル一
 切ノ權利利益ヲ確認尊重スルモノトシ第
 二項ニ於テハ日滿兩國ハ其ノ一方ノ領土
 及治安ニ對スル一切ノ脅威ハ他方ノ安寧
 及存立ニ對スル脅威タルヲ認メ兩國共同
 シテ國家ノ防衛ニ當ルヘキコトヲ約シ之
 カ為必要ナル日本國軍ヲ滿洲國內ニ駐屯
 セシムルコトトスル旨ヲ規定ス

本議定書ハ兩國代表者署名ノ日ヨリ效力
ヲ生スルコトヲ定ム(文末)即チ署名前御裁可
ヲ經ヘキモノニシテ批准ノ手續ニ依ラサ
ルモノナリ

第二 往復文書

本往復文書ハ既往ニ於テ日本國關東軍司
令官ト滿洲國執政トノ間ニ交換セラレタ
ル文書一件及日本國關東軍司令官ト滿洲
國國務總理トノ間ニ締結セラレタル取極
三件合計四件ハ滿洲國政府ニ於テ此ノ際

之ヲ確認シ且引續キ效力ヲ保有セシムル
コトヲ約諾スル旨ヲ確言スルモノニシテ
即チ茲ニ之ヲ國際約束ト爲シ從來ノ事實
上ノ效果ノ外法律上ノ效力ヲ右文書ノ往
復及協定締結ノ日ニ遡リテ發生セシメム
トスルモノナリ而シテ本取極ハ日滿兩國
間ノ諒解ニ依リ之ヲ嚴秘ニ付スルモノナ
リト謂フ

本往復文書ニ掲ケタル右四件ノ文書及取
極ノ要旨ハ次ノ如シ

一 大同元年三月十日滿洲國執政ヨリ本庄
關東軍司令官宛書翰及昭和七年五月十
二日同司令官ヨリ同執政宛回答文
右滿洲國執政ヨリ關東軍司令官宛書翰
ハ滿洲國執政ハ滿洲事變勃發以來帝國
カ極力滿蒙全土ノ治安維持ニ當リ為ニ
帝國ノ軍隊及人民ニ重大ナル損害ヲ來
シタルコトニ對シ深ク感謝スルト共ニ
今後同國ノ安全發展ハ帝國ノ援助指導
ニ待ツノ外ナキコトヲ確認スルニ由リ

左ノ各項ニ關シ帝國ノ許諾ヲ求ムル旨
ヲ記載シタルモノ、右往翰即チ關東軍司
令官ヨリ執政宛書翰ハ我方ニ於テ此ノ
提案ニ異存ナキ旨ヲ記載シタルモノナ
リ

(イ) 滿洲國ハ今後ノ國防及治安維持ヲ帝
國ニ委託シ其ノ所要經費ハ總テ滿洲
國ニ於テ之ヲ負擔ス(項第一)

(ロ) 滿洲國ハ帝國軍隊カ國防上必要トス
ル限リ既設ノ鐵道港灣水路航空路等

ノ管理並新路ノ敷設ハ總テ之ヲ帝國
又ハ帝國指定ノ機關ニ委託スヘキコ
トヲ承認ス(第五項)

(ハ)滿洲國ハ帝國軍隊カ必要ト認ムル各
種ノ施設ニ關シ極力之ヲ援助ス(第三項)

(ニ)日本人ニシテ達識名望アル者ヲ滿洲
國參議ニ任シ其ノ他同國中央及地方
各官署ニ日本人ヲ任用スヘク其ノ選
任ハ關東軍司令官ノ推薦ニ依リ其ノ
解職ハ同司令官ノ同意ヲ要件トス參

議ノ總員數及日本人ヲ參議ニ任スル
員數ノ増減ハ我方ノ建議アルニ於テ
ハ兩國ノ協議ニ依ルヘキモトス(第四項)

(ホ)右各項ノ趣旨及規定ハ將來兩國間ニ
正式ニ締結スヘキ條約ノ基礎タルヘ

キモトス(第五項)

(二)昭和七年八月七日附本庄關東軍司令官
ト鄭國務總理トノ間ノ滿洲國政府ノ鐵
道港灣水路航空路等ノ管理並線路ノ敷

設管理ニ關スル協約及右協約ニ基ク附屬協定

(イ) 滿洲國ハ四洮線、吉長線、吉敦線等十線ノ鐵道、將來新ニ建設セラルル國防上必要ナル國有鐵道、葫蘆島等三箇所ノ港灣、松花江、黑龍江等八流ノ水路及航空路等ノ管理並特定ノ新建設鐵道線十線、其ノ他、國有鐵道及水路ノ敷設及管理ヲ關東軍司令官ニ委託シ、其ノ細目ハ別ニ之ヲ協定ス(第一條)

(ロ) 關東軍司令官ハ法令及本協定ノ條規ニ依リ鐵道、港灣、水路、航空路等ノ管理ヲ爲ス(第二條)

(ハ) 滿洲國ハ交通ニ關スル重要ナル法令ノ制定、改廢ニ付テハ豫メ關東軍司令官ノ諒解ヲ受クヘキトス(第三條)

(ニ) 關東軍司令官ハ管理ヲ委託セラレタル鐵道、港灣及水路ノ經營及敷設ヲ更ニ南滿洲鐵道株式會社ニ委託ス(第四條) 建設改良ノ資金、其ノ他一定ノ資金ハ

同會社ヲシテ之ヲ調達セシメ(第五條)該

資金並同會社現有ニ係ル滿洲國內鐵

道借款及工事請負契約ニ基ク債權全

額ヲ貸金總額トシ鐵道港灣及水路ニ

屬スル一切ノ財産ヲ擔保トスル借款

契約ヲ同會社ト滿洲國政府トノ間ニ

締結スルモトス(第六條)

(ホ)鐵道港灣及水路ノ管理ニ依リ生スル

コトアルヘキ利益金中借款元利金ノ

支拂ニ充テタル剩餘額ハ帝國軍ノ擔

任スル國防及治安維持ノ費用ノ一部

ニ充テ尚剩餘アルトキハ之ヲ滿洲國

政府及南滿洲鐵道株式會社ニ於テ之

ヲ收得ス(第七條)

(ヘ)滿洲國ハ關東軍司令官ノ管理ニ屬ス

ル以外ノ鐵道ノ敷設ヲ免許スルニハ

豫メ同司令官ノ諒解ヲ受クヘキモノ

トス(第八條)

(ト)滿洲國ハ關東軍司令官ノ援助ノ下ニ

特設ノ機關ヲシテ一切ノ航空事業ヲ

經營セシメ其ノ管理ヲ同司令官ニ委

託シ其ノ細目ハ別ニ之ヲ協定ス(第九條)

(チ)滿洲國ハ主要道路ノ新設及改良ハ關

東軍司令官ノ諒解ヲ得テ之ヲ施行ス

(第十條)

(ニ)滿洲國ハ關東軍司令官ノ指定スル軍

事顧問ヲ傭聘シ國防上重要ナル交通

施設ニ關シ之ニ諮詢ス(第十條)

本協約ノ附則トシテ本協約ノ施行ニ因

リ不要ト為ルヘキ昭和六年十一月一日

附南滿洲鐵道株式會社總裁ト吉林省長

トノ間ニ成立セシ鐵道ノ新設經營貸金

ニ關スル契約並同年十二月一日附同總

裁ト四洮局長トノ間ニ成立セシ四洮鐵

路貸金及經營契約ハ孰レモ其ノ效力ヲ

失フヘキコトヲ定メタリ

本協約當事者間ノ附屬協定ヲ以テ滿洲

國政府ハ南滿洲鐵道株式會社トノ間ニ

鐵道港灣水路等ノ委託經營及線路ノ敷

設ニ關シ別ニ契約ヲ締結スヘキコトヲ

定メタリ

(三)昭和七年八月七日附本庄關東軍司令官
ト鄭國務總理トノ間ノ航空會社ノ設立
ニ關スル協定

(一)兩當事者ハ合意ノ上滿洲國ニ於ケル
旅客貨物及郵便物ノ輸送竝之ニ附帶
スル事業ヲ經營セシムル爲航空會社
ヲ設立ス(第一)此ノ會社ハ滿洲國法律
ニ依ル日滿合辦ノ株式會社トシ其ノ
資本金ハ金三百五十萬圓トシ將來事

業ノ擴張ニ伴ヒ必要ヲ生シタルトキ
ハ雙方ノ協議ニ依リ之ヲ增額ス(第二)

(四)滿洲國ハ特ニ掲ケタル飛行場中間著
陸場其ノ他ノ諸施設ヲ金百萬圓ニ評
價シ之ヲ其ノ出資額トシ會社成立後
之ニ相當スル株式ヲ受領ス此ノ株式
ハ讓渡ヲ許サス(第三)其ノ餘ノ資本ハ

南滿洲鐵道株式會社金百五十萬圓住
友合資會社金百萬圓、各出資ヲ以テ
之ニ充ツ(第四)

(ハ)滿洲國ハ舊奉天飛行機修理工場及兵工學校ノ土地建物ヲ無償ニテ關東軍司令官ニ貸與シ同司令官ハ之ヲ其ノ押收セル飛行機修理工場及兵工學校所屬機械類ト共ニ航空會社ニ貸與ス

(第五項)

(ニ)滿洲國ハ關東軍司令官ノ同意ヲ得スシテ滿洲國內ニ於ケル航空事業ヲ別人ニ許容スルコトナキモノトス(第六項)

(ホ)滿洲國ハ毎年特ニ定メタル額ノ補助

金ヲ航空會社ニ交付ス其ノ金額ハ會社ノ營業狀態ニ依リ兩當事者ノ協議ニ依リ之ヲ變更スルコトアルモノトス(第七項)

(ヘ)滿洲國ハ一切ノ航空機ノ検査及乗員ノ試験ヲ關東軍司令官ニ委囑ス(第八項)

(ト)航空會社設立ノ辦法ニ關シテハ本協定成立後一箇月以内ニ日滿雙方ノ委員ヲシテ詳細ナル章程ヲ商議協定セシム(第九項)

(チ) 滿洲國ハ航空會社ニ對シ其ノ經費ヲ以テ航空ニ必要ナル専用通信及無線標識等ノ施設ヲ爲シ且之ヲ専用スルコトヲ許可スヘキコトヲ約ス(第十項)

(リ) 郵便物ノ運送ニ關シテハ別ニ協定ス(第十項)

(ヌ) 滿洲國ハ航空會社所屬ノ諸施設及營業ニ關スル一切ノ租稅並同會社ノ使用スル必需品ニ對スル輸入稅ヲ免除ス(第十項)

(四) 昭和七年九月九日附武藤關東軍司令官ト鄭國務總理トノ間ノ國防上必要ナル鑛業權ノ設定ニ關スル協定

(イ) 滿洲國ハ其ノ領土内ニ於テ既ニ日本人ノ取得シタル一切ノ鑛業權ヲ尊重シ且國防上ノ必要ニ應シ既存ノ取極又ハ契約ニ改正ヲ加フヘキコトヲ約ス右鑛業權中採掘權ハ凡テ無期限トス(第一條)

(ロ) 滿洲國ハ特ニ掲ケタル合計三十八箇

所ノ石炭石油輕金屬原礦製鐵製鋼用
原礦油母頁岩鉛礦及ニツケル鑛ノ鑛
山ノ鑛業權ハ既得ノ權利ヲ除クノ外
兩國ノ協議ニ依リ指定スル日滿合辦
ノ法人ニ之ヲ許與スルモノトス(條三)
ハ前項以外ニ於テモ特種ノ鑛物ヲ埋藏
スル國防上必要ナル鑛山ニ付テハ滿
洲國ハ兩國ノ一方又ハ雙方ノ國籍ヲ
有スル日滿合辦ノ法人ニ限リ其ノ鑛
業權ヲ許與スルモノトス(條三)

(二)滿洲國ハ國防上必要ナル鑛物ニ對ス
ル封鎖地域ノ設定及其ノ解放ニ關シ
豫メ帝國ト協議スルモノトス(條四)

(ホ)本協定ニ依ル鑛業權ニ付テハ滿洲國
ニ於テ新ニ鑛業法規ヲ施行スルニ至
ル迄鑛業權取得ノ資格及資本ノ持分
ノ制限ニ關スル條項ヲ除クノ外現行
辦法ニ據ル而シテ國防上必要ナル鑛
物ニ關スル鑛業法規ノ制定又ハ改正
ニ當リテハ豫メ帝國ノ同意ヲ得ヘキ

モノトス(第五條)

以上ノ各文書中議定書ト往復文書中ニ第二、第三及第四トシテ列擧シタルモ、即關東軍司令官ト國務總理トノ間ニ締結シタル協定トハ孰レモ日本文及漢文ヲ以テ作成シ其ノ間ニ解釋上ノ疑義ヲ生シタルトキハ日本文本文ニ據ルモトス(議定書他)

按スルニ滿洲國カ其ノ住民ノ意思ニ依リテ獨立シ既ニ新國家トシテ實體ヲ整ヘタル今日ニ於テ帝國カ東洋ノ恒久的平和ヲ確立ス

ル爲同國ヲ承認スヘキコトハ當然ノ事ニ屬ス而シテ本案ノ取極ハ滿洲國ノ獨立ヲ承認シ日滿兩國間關係ノ根本ヲ規律シ滿洲國ノ發達ヲ助成スルト共ニ我カ正當ノ權益ヲ確保伸張スルコトヲ目的トスルモノニシテ洵ニ機宜ヲ得タル措置ナリト謂フヘシ唯本取極ノ施行ニ關シテハ帝國ニ取リ極メテ重要ナル幾多ノ問題ノ伴フモノアルヘキヲ以テ當局ニ於テハ各般ノ事項ニ付周匝綿密ノ用意ヲ怠ラス以テ善處スルニ努メサルヘカラ

ス殊ニ將來其ノ帝國ノ財政ニ及ホス影響ハ
誠ニ尠カラサルモノアルヘキカ故ニ速ニ適
當ナル財政計畫ヲ定メ之カ施爲ヲ謬ラサラ
ムコトヲ切望セサルヲ得ス仍テ審査委員會
ニ於テハ本案ハ此ノ儘之ヲ可決セラレ然ル
ヘキ旨前述ノ希望ト共ニ全會一致ヲ以テ議
決シタリ

右審査ノ結果ヲ報告ス

三十三番(岡田) 本官ハ本案ニハ賛成ニシテ決
シテ異議ヲ有スルモノニ非ス然レトモ滿洲

問題ハ此ノ承認ニ依リテ解決セラルルモノ
ニ非スシテ寧口難問題ハ今後ニ存スルモノ
ト考ヘサルヘカラス依テ一二ノ點ニ關シ當
局ノ御意見ヲ承リ置キタシ

本官ハ此ノ際最モ考慮スヘキハ國際關係ナ
リト思惟ス所謂不戰條約ニ關シテハ當局大
臣ノ議會ニ於ケル辯明ハ要領ヲ得タルモノ
ナリ然レトモ九國條約ノ存在ハ寔ニ禍ヲ爲
スモノナリト考フ外務大臣ハ議會ニ於テ滿
洲國ノ承認ハ決シテ九國條約ニ抵觸スルモ

ノニ非スト説明セラレタルモ米國其ノ他ノ
方面ニ於テハ之ニテ満足セサルモノアルハ
シ又外務大臣ハ滿洲國ハ其ノ住民ノ自由意
思ニ依テ獨立シタルモノニシテ日本ハ九國
條約ニ依リ支那國民ノ獨立ヲ阻止スルコト
ヲ約束セシモノニ非ス假ニ廣東カ獨立スト
スルモ右條約加盟國ハ之ヲ阻止スルノ責ヲ
負フモノニ非スト述ヘラレタルモ米國人ハ
言ハム滿洲國ノ獨立モ滿洲人ノ自主ニ由ル
モノナラハ不可ナカラムモ日本カ其ノ獨立

ヲ援助シ且之ヲ維持セムトスルハ支那ノ主
權ヲ無視セルモノニシテ條約違反ニ非スヤ
ト此ノ點ニ關スル外務大臣ノ説明ハ尚不充
分ノ憾アリ外務大臣ハ之ニ對シテ如何ナル
辯明ノ御準備アリヤ又本案中ノ秘密協定ト
九國條約トヲ對比スレハ抵觸ノ疑アルモノ
少カラス外務大臣ハ之ヲ如何ニ説明セラル
ルヤ伺ヒタシ又嚴秘ト云フモ果シテ之ヲ保
チ得ヘキヤ日本側ハ之ヲ保チ得ヘシトスル
モ滿洲國側ニ於テハ餘程困難ノコトナラス

ヤト考フ寧口秘密ハ保テ得サルモノトシテ
考ヘ置クヲ相當トスヘシ萬一秘密漏洩ノ場
合ニハ支那ハ決シテ沈黙セサルヘク或ハ九
國條約加入國會議ノ招集ヲ要請スヘク其ノ
會議ノ結果若シ日本ノ行動ヲ以テ該條約ニ
背反スト決スルコトアラハ我國ハ非常ニ苦
境ニ立タサルヘカラスト考フ從テ當局者ハ
斯カル場合ニ於ケル充分ノ覺悟ヲモ用意セ
サル可カラス否斯ル覺悟ノミニテハ不可ニ
シテ豫メ斯ノ如キ衝突ヲ來ササルノ用意ナ

カルヘカラスト考フ外務大臣ハ此ノ點ニ付
如何ナル準備ヲ有セラルルヤ伺ヒタシ

七番 (内田)

岡田顧問官ノ質問ニ御答スル前ニ

先刻ノ審査報告中ニ述ヘラレタル御注意及
御希望ノ點ハ慎重ナル考慮ヲ拂ヒテ充分御
期待ニ副フコトニ努ムヘキ旨ヲ申述ヘ置カ
ム

岡田顧問官ノ御質問ノ第一九國條約ニ付テ
ハ本官ハ我カ態度ヲ充分ニ説明シ盡セリト
考フ昨年九月十八日ニ起リシ事變ニ對スル

日本軍ノ行動ハ全ク自衛權ノ發動ニ過キス
但夕此ノ行動ヲ滿洲三千萬ノ民衆力新國家
ノ成立ニ利用シタル點ハアルヘシ然レトモ
新國家ノ成立力全ク滿洲人ノ自由意思ニ基
クモノナルコトヲ認ムルニ毫末モ不都合ア
ルコトナシ而シテ九國條約ハ支那ノ領土及
主權ヲ尊重スヘキ旨ヲ約定スルモ支那自ラ
分解作用ヲ起シテ其ノ一部カ獨立スルニ至
ルニ付テハ何等規定スル所ナシ固ヨリ此ノ
點ニ付テハ米國ヲ始メトシテ各方面ニ種々

ノ意見アルモ开ハ先方ノ見解ニシテ我國ニ
於テハ右ノ見解ヲ以テ邁進スヘキモノナリ
ト考フ昨今ニ於テハ新國家ノ成立ノ動機及
經過カ漸次一般ニ了解セラレ來リ列國ノ情
勢モ少カラス緩和セリ現ニ出洲駐米大使カ
此ノ程非公式ニ米國政府當局者ニ對シ日本
カ滿洲國ヲ承認スルトキハ抗議ヲ出スコト
ナキヤト尋ネシニ毛頭左様ノ考ナシ九國會
議ヲ招集スルモ歸結ヲ得ル見込ナキ故之ヲ
招集スルノ意ナシト言ヘリト謂フ右會議招

集ニ付テハ歐洲諸國中ニモ反對者出ツヘシ
第二ノ御質問嚴秘ニ付シタル條約ノ内容ハ
九國條約ニ違反スルノ疑ナキヤトノ點ニ付
テハ本官ハ唯今申述ハタル通りノ次第ニテ
何等抵觸スル所ナシト考フ列國ノ關心ハ門
戸開放機會均等ニ在ラムモ本案ノ文書ハ何
等其ノ主義ト抵觸スルモノアルヲ認メス日
本國カ滿洲國ヨリ同國自身行ヒ得ル事項ヲ
託セラレタリトテ何等ノ差支ナシト考フ日
滿兩國ノ秘密取極カ外間ニ漏レタル場合ハ

之ヲ如何ニスルヤトノ御質問ナルカ我國側
ヨリ漏洩スルコトハ之レ無シト信スルヲ以
テ滿洲國側ヨリ漏洩スルコトナキ様特ニ注
意ヲ促シツツアリ假令萬一漏洩スルコトア
ルモ本官ハ何等疚シキコトナシト確信ス
三十三番(岡田) 唯今外務大臣ノ御説明ニテ一
應ハ了解セリ唯列國カ其ノ辯明ニテ満足ス
ルヤ否ヤノ點ヲ憂フルノミ本官ハ必ス我國
ノ本條約締結ニ對シ反對スル者アラムト考
フルカ故ニ充分ニ研究用意アラムコトヲ希

望ス

二十二番(石黒)

外務大臣ノ御説明ヲ聽キ少カ

ラス安心セルモ往復文書ノ第二即チ鄭總理

ヨリ我軍司令官ヘ宛タル文書中ニ本國ハ今

後ノ國防及治安維持ニ關シ之ヲ貴國ニ委ネ

其ノ所要經費ハ孰レモ本國ニ於テ之ヲ負擔

ストアルカ之ニハ期限アリヤ滿洲國ハ現在

ニ於テモ軍費ヲ負擔シツツアリヤ

九番(荒木)

目下ハ未タ滿洲國トシテノ豫算出

來居ラサルモ陸軍當局ノ腹案ニ於テハ同國

ニハ確實ナル鐵道ノ收入アルカ故ニ國內ノ

安定ヲ得レハ大同二年ヨリ若干ノ經費ヲ我

國ニ提出シ得ル見込ナリ而シテ約五年後ニ

到レハ大體所要經費ヲ支辨シ得ルニ到ルハ

シト考フ

二十二番(石黒)

五年後ニ非サレハ經費ハ取レ

サルヤ

九番(荒木)

滿洲國ノ國防ハ同時ニ我國ノ國防

タリ從テ之ニ要スル經費ノ全額ヲ滿洲國ノ

ミニテ負擔セシムルハ公平ニ非スト考フ大

同二年ヨリ九百萬圓而シテ五年後ニ八四五
千萬圓ノ支出ハ可能ナルカ如クニ考フ

二十二番(石黒) 明年度ニ於テハ九百萬圓位ノ
支出ハ出來ルトノ考ナリヤ

九番(荒木) 腹案ニ過キサレトモ國內タニ安定
スレハ年額九百萬圓位ハ支出スルコトトナ
ラスヤト考ヘ居レリ

二十三番(黒田) 今次新滿洲國ト攻守同盟ヲ為
スコトヲ得タルハ頗ル喜シキコトナリ只今
外務大臣ノ御説明及御答辯ヲ拜聽スルモ今

後ノ對外關係ハ益々多事ナルヘシト思ハル
ルカ故ニ當局ニ於テハ外交關係ヲ圓滑ナラ
シムル點ニ充分ニ考慮セラレタシト考フ經
費ノ支出ハ元ヨリ慎重ニセサルヘカラサル
モ日本國ノ國防タル以上陸海軍ニ於テモ充
分ニ御勘考アラムコトヲ希望ス今次ノ日本
ノ行動ハ全ク我國ノ建國精神ヲ發揚スルモ
ノナレハ舉國一致滿洲問題ノ解決ニ全力ヲ
傾倒セシムルコトヲ切望スルモノナリ
三十一番(石井) 本官ハ日滿議定書ノ調印ニ對

シ滿腔ノ贊意ヲ表シタシト考フ顧レハ既往
一年間ハ所謂非常時ニシテ我國ハ極メテ險
惡ナル道程ヲ辿リシカ現内閣ノ大命拜受以
來能ク善處セラレタル結果爰ニ日滿同盟ノ
條約ヲ締結シ滿洲國ヲ承認スルノ時期ニ達
シタルコトハ帝國ノ爲大ニ慶賀スヘキコト
ト考フ
前々内閣及前内閣ヲ通シテ疑團永解セズ本
官ノ深ク憂慮シタルハ第一ニ帝國對滿洲問
題第二ニ帝國對國際問題ナリキ帝國ハ元ヨ

リ滿洲地方ニ特殊權益ヲ有シ從テ特殊ノ地
位ヲ有ス而シテ昨年以來此ノ權益ニ對スル
中華民國ノ侵害行爲ヲ排擊中偶々滿蒙民族
ニ獨立ノ意アルコトヲ觀取シ彼等ノ願望ノ
實現ニ便宜ヲ與ヘタルハ當然ノコトナリ唯
本官ノ憂慮シタルハ滿蒙カ獨立スルモ他日
意思ノ一致ヲ缺クニ至ルコトナキヤノ點ナ
リキ女真ノ如キ元ノ如キ日本國ヲ脅迫シタ
ルハ何レモ蒙古人ニシテ今日ニ於テハ日本
ヲ指導者ト仰クモ他日一變シテ我權益ヲ無

視シ第二ノ張學良政權ト爲ルコトナキヲ保
セス歐洲ニハ國際交渉ニ必要ナル準備ヲ怠
リシ爲不慮ノ禍ヲ受ケタルモノアリ本官ハ
ブルガリアノ事例ヲ引イテ我當局ノ注意ヲ
促シタルカ本案ノ往復文書ニ依レハ我カ既
得ノ權利ハ十二分ニ確保セラレタルコトヲ
發見シ爰ニ憂慮ハ一掃セラレ歡喜ニ堪ハス
次ニ滿洲問題ノ國際聯盟ニ對スル關係ニ付
テハ帝國ノ主張ハ甚夕心許ナシト考ヘタリ
其ノ主ナル點ハ帝國ハ國際聯盟理事會ヲシ

テ滿洲ニ關スル日支ノ紛争ヲ聯盟規約第十
五條ニ依テ處理セシムルコトヲ肯セストノ
主張ナルカ聯盟國中ニハ自國ノ領土内ニ起
リタル紛争ヲ戰爭前ニ聯盟ニ訴ヘ第十五條
ノ審議ヲ受ケタルモノアルヲ以テ右帝國ノ
主張ハ到底貫キ難カルヘシト憂慮シタリ日
本ノ領土ニ非サル滿洲ニ關スル紛争ヲ第十
五條ニ依テ處理セシメストスレハ世界ノ公
論及國際司法裁判所ニ依リテ日本ノ主張ハ
排斥セララルヘシト思惟シタルナリ然ルニ今

次御諮詢ノ案件ニ依リ滿洲國カ帝國ニ承認
セラレ獨立ノ國家トナリ且日滿同盟カ成立
スレハ日本ニ最モ不利ナル點ハ之ニ依テ殆
ト除去セラルルコトヲ得ヘシ是レ此ノ正式
承認及日滿同盟ノ最モ望マシキ效果ナリト
考フ

滿洲國ニ於ケル我行動カ不戰條約及九國條
約違反ナリトハ米國等ニ於ケル多數人ノ殆
ト定説ナリキ然ルニ日本カ正式ニ滿洲國ノ
獨立ヲ認メテ同盟シタル今後ニ於テハ日本

ハ滿洲國カ獨立シタルハ支那ノ分解作用ニ
シテ支那ノ領土保全ヲ破リシモノハ滿洲國
ニ外ナラスト主張スルコトヲ得ヘク九國條
約ニ違反スルノ理由ヲ消滅セシムルモノナ
リト考フ而シテ今ヤ日本カ新滿洲國ト國防
上同盟ヲ締結シタル以上日本軍ノ滿洲駐在
ニ對シ何者ト雖モ異議ヲ挾ム、餘地ナク從
前ノ聯盟ノ決議ハ死文タルニ到ルヘシト考
フ
今假ニワットン調査團カ滿洲ノ宗主權ヲ支

那ニ認め自治權ヲ滿洲國ニ與フルヲ可トス
ト報告シ聯盟カ此ノ意見ヲ採用シタリトス
ルモ日本ハ之ニ對シテ云爲スルヲ要セス獨
立國家ヲ他國ノ宗主權下ニ置クヘカラスト
ハ滿洲國自身カ言フコトトナルヘク日本ト
米國其ノ他ノ國トノ關係ニ付テハ滿洲國自
身カ其ノ矢面ニ立ち又ハ日本ノ背景ト爲リ
テ日本ノ立場ヲ安易ナラシムヘシ兎ニ角滿
洲國ノ獨立ニ因リ國際聯盟ヲシテ規約第十
五條ニ依リテ滿洲問題ヲ審議セシメサラシ

ムルノ要ナキニ到レリ滿蒙民族カ今日迄獨
立運動ヲ起ササリシコトハ寧口不可思議ニ
シテ學良ノ舊政權倒ルルヤ直ニ獨立スルニ
至レルハ當然ノコトナリ蓋シ滿洲ノ支那ニ
屬シタルハ愛親覺羅氏カ支那本部ヲ併略シ
タル際ノ持參金ニ外ナラサレハナリリット
ン卿ノ一行モ親シク滿蒙ノ歴史ヲ學ヒタル
筈ニシテ滿洲國ノ成立民族自決ノ問題ヲ了
解セシムルコトハ左程困難ニアラス從テ滿
洲ノ獨立ニ依リ日本ノ地位ハ對外關係上著

シク優良トナリタルト思惟ス
之ヲ要スルニ今回ノ日滿條約ハ一方ニ於テ
ハ我滿蒙ノ特殊權益ヲ遺憾ナク確保シ且之
ヲ伸張スルノ效果アルト同時ニ他方ニ於テ
ハ内憂外患ノ窮境ヨリ優勝ノ地位ニ移轉ス
ルノ效果アリ爰ニ初メテ滿蒙問題ノ前途ニ
光明ヲ求メ得タルヤノ感アリ此ノ趣旨ヲ以
テ本官ハ日滿同盟ニ關スル文書ノ交換ニ對
シ熱心ナル賛意ヲ表スルモノナリ但今後尚
幾多ノ難關アルヘキコトハ只今委員長及岡

田顧問官ヨリ述ヘラレタル通りナリト考フ
ルカ故ニ當局ニ於テハ更ニ周匝ナル用意ヲ
以テ有終ノ美ヲ收メラレムコトヲ切望ス

議長(倉富)

採決前ニ念ノ爲一言注意スヘキコ

トアリ本日ノ案件ハ題シテ日滿議定書調印
ノ件ト云フモ其ノ内容ハ議定書ト往復文書
トヨリ成レリ別ニ御發言モナキ故第二讀會
以下ヲ省略シテ直ニ採決ニ付スヘシ本案賛
成ノ各位ノ起立ヲ請フ

(全員起立)